

中国税務速報

2017年6月20日

1. 『中華人民共和国企業所得税法』を修正することに関する全国人民代表大会常務委員会の決定

「『中華人民共和国企業所得税法』を修正することに関する全国人民代表大会常務委員会の決定」は中華人民共和国第十二回全国人民代表大会常務委員会第二十六回会議により2017年2月24日に公布されました。当該決定は公布日から実施されます。

当該決定により、原第九条が以下のように修正されます。「企業の公益性寄付支出のうち、年度利益総額の12%以内の部分が、納税所得額を計算する時に控除できる。年度利益総額の12%を超える部分は、翌年から三年以内に繰り越し、納税所得額を計算する時に控除できる。」

http://www.gov.cn/xinwen/2017-02/24/content_5170743.htm

2. 小型微利企業所得税の優遇税制範囲の拡大に関する通知

財政部 国家税務総局は2017年6月6日に「小型微利企業所得税の優遇税制範囲の拡大に関する通達」(財税[2017]43号)を公布しました。

2017年1月1日から2019年12月31日まで、小型微利企業の年度納税所得額上限を30万元から50万元まで引上げ、所得を50%に減少し納税所得額とし、20%の税率で企業所得税を納付します。小型微利企業のその他の二つの判断指標は従業員数と資産総額指標であり、企業年間の四半期平均額に基づいて確定されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2660828/content.html>

3. 広告費と業務宣伝費支出の損金算入政策に関する通達

財政部 国家税務総局は2017年5月27日に「広告費と業務宣伝費支出の損金算入政策に関する通達」(財税[2017]41号)を公布しました。

化粧品製造、販売、医薬製造と飲料製造(酒類製造を除く)企業が発生した広告費と業務宣伝費支出のうち、当年度販売(営業)収入の30%以内の部分が控除でき、超えた部分が以降の納税年度に繰越し控除できます。広告費と業務宣伝費シェア協議を締結した関連企業については、一方が発生した当年の販売(営業)収入の損金算入限度額割合以内の広告費と業務宣伝費支出が本企業で控除することができますし、その一部または全部をシェア協議に基づき他方に移転し控除することもできます。他方は本企業の広告費と業務宣伝費支出の企業所得税損金算入限度額を計算する時、上述方法で本企業に移転された広告費と業務宣伝費を限度額に入れないことができます。タバコ企業のタバコ広告費と業務宣伝費支出は、一切損金不算入です。

本通達は2016年1月1日から2020年12月31日まで実施されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2653996/content.html>

4.

1) 『科学技術型中小企業の評価弁法』の公布に関する通達

科学技術部 財政部 国家総務総局は2017年5月3日に「『科学技術型中小企業の評価弁法』の公布に関する通達」(国科発政[2017]115号)を公布しました。

本弁法により科学技術型中小企業の評価指標として具体的に科学技術人員、研究開発投入、科学技術成果三種類があり、三つの指標に対し具体的な規定を定め、そのほかの科学技術型中小企業に合致する条件も提供しました。企業がこれらの指標によって、自己評価し、条件に合致すると自己認定する場合、サービス・プラットフォームで企業情報を登録できます。各省レベルの科学技術管理部門は関連機構を組織し、企業の登録した情報を確認し、調査処理します。

本弁法は公布された日から実施されます。

http://www.most.gov.cn/mostinfo/xinxifenlei/fgzc/gfxwj/gfxwj2017/201705/t20170510_132709.htm

2) 科学技術型中小企業の研究開発費用税前加算控除比率の向上についての問題に関する公告

財税[2017]34号公布された後、国家税務総局は2017年5月22日に「科学技術型中小企業の研究開発費用税前加算控除比率の向上についての問題に関する公告」（国家税務総局公告2017年第18号）を公布しました。

本公告は無形資産に形成して、『通達』に規定される優遇税制を適用する状況をさらに明確にしました。即ち、2019年12月31日以前形成した無形資産は、2017年以前と2017年1月1日から2019年12月31日までにおいて形成した無形資産、及び2017年1月1日から2019年12月31日までにおいて発生した償却費用が含まれます。

年度確定申告期間内において『評価弁法』の規定に基づき科学技術型中小企業の登録番号を取得した企業は、申告年度において『通達』に規定される優遇税制を享受できます。『評価弁法』の規定に基づき情報を更新した後条件を満たさない企業は、申告年度において『通達』に規定される優遇税制を享受できません。科学技術型中小企業の条件に合致しなくて科学技術部門に登録番号を取り消された企業は、相応年度において『通達』に規定される優遇税制を享受できず、享受した場合相応年度の不足部分を追加納付する必要があります。

本公告は2017年—2019年度の企業所得税年度確定申告に適用されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2644819/content.html>

5. 商業健康保険個人所得税政策の普及と実施に関する徴収問題に関する公告

財税[2017]39号を実施するために、国家税務総局は2017年5月19日に「商業健康保険個人所得税政策の普及と実施に関する徴収問題に関する公告」（国家税務総局公告2017年第17号）を公布しました。

本公告は商業健康保険個人所得税政策の適用対象に対しさらに明確にしました。連続的な役務所得を取得することは、個人が3ヶ月以上（3ヶ月を含む）同一の企業に労務を提供して取得した所得を指します。納税申告時、『商業健康保険税前控除状況明細表』を添付すべきです。納税者は商業健康保険支出を税前控除する時、「税優認識コード」を提供すべきです。

本公告は2017年7月1日から実施されます。国家税務総局公告2015年第93号は同時に廃止されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2644800/content.html>

6. 国家税務総局局長王軍は中国政府を代表して『BEPS 多国間公約』に署名

「税制協定に関する施策の実施により税収浸食と利益移転(BEPS)を防止することに関する多国間公約」の初回連合署名儀式は6月7日にフランス・パリの経済協力開発機構(OECD)本部で開催され、67の国と地区の政府代表は共同に当該『公約』に署名しました。国家税務総局局長王軍は中国政府を代表して『公約』に署名し挨拶しました。当該『公約』は税収協定歴史上で規模が一番大きく、範囲が一番広い多国間協力と調整であり、二十国集団(G20)が国際税収で大きな成果を取得したと示します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810219/n810724/c2663285/content.html>

7. 『中華人民共和国税関輸出入貨物通関書類の記入規範』の修正に関する公告

税関総署は2017年3月16日に「『中華人民共和国税関輸出入貨物通関書類の記入規範』の修正に関する公告」（税関総署公告2017年第13号）を公布しました。

現行の関連規定により、「消費使用会社・生産販売会社」、「輸送方式」、「徴収免除性質」、「貿易国（地区）」、「国内目的地・国内貨物源泉地」、「許可証コード」、「付随書類」、「輸送標識と付記」、「特殊関係確認」、「価格影響確認」、「貨物に関わるロイヤリティ支払確認」等の項目の記入要求を相応的に調整しました。第五項「輸入日付・輸出日付」で「本項目は税関が通関書類証明を発行・印刷するために使われ、申告する時記入する必要がない」を「本項目は申告する時記入する必要がない」と修正しました。

税関特殊管理区域（以下は「特殊区域」と略称する）企業は税関に貨物の輸出入を申告する時、或いは同一特殊区域または異なる特殊区域の間で貨物を移動する双方企業は、『中華人民共和国税関輸入（出）貨物備案リスト』を記入しなければなりません。特殊区域と国内（区外）の間で移動する貨物に対し、区外企業は同時に『中華人民共和国税関輸出入貨物通関書』を記入し、特殊区域主管税関に輸出入通関手続きを申請しなければなりません。貨物移動は「輸入を先に申告し、輸出を後に申告する」という原則に基づき行われます。同一特殊区域にある企業の間、または異なる特殊区域にある企業の間で移動する場合、まず輸入登録手続きを行い、また輸出登録手続きを行います。特殊区域と区外の間で貨物移動する場合、区内企業と区外企業は分けてそれぞれ登録と通関手続きを行います。『中華人民共和国税関輸（出）入貨物備案リスト』は原則上で、『中華人民共和国税関輸出入貨物通関書類の記入規範』の要求に基づき記入されます。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49659/info842813.htm>